

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、社会へ貢献できるサービスを提供することで、継続的に収益を拡充し、企業価値を向上させ、株主をはじめとしたユーザー、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が必要不可欠であると認識しております。

具体的には、実効性のある内部統制システムの整備をはじめとして、適切なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、並びにこれらを適切に監査する体制の強化が重要であると考えております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則について、全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 Libertyhill	580,000	49.24
中山 伸之	217,000	18.42
Jトラストグローバル証券株式会社	36,000	3.05
藤田 晋	29,000	2.46
田中 幸夫	5,000	0.42
株式会社ベルーナ	4,000	0.33
一戸 敏	2,300	0.19
稲葉 浅治	2,000	0.16
植木 一夫	2,000	0.16
瓜生 元治	2,000	0.16

支配株主(親会社を除く)の有無 株式会社 Libertyhill、中山伸之

親会社の有無 なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 Q-Board
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の代表取締役であり主要株主である中山伸之及び中山伸之の資産管理会社である株式会社 Libertyhill は支配株主に該当いたします。当社は、原則として支配株主及び二親等以内の親族との間で取引を行わない方針としていますが、取引を検討する場合は、「関連当事者取引管理規程」に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、取締役会にて取引の合理性(事業上の必要性)と取引条件の妥当性について十分に検討し、意思決定を行います。

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小口 光義	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小口 光義			同氏は、公認会計士として会計監査分野及び税務分野における実績と深い見識を有しており、その豊富な経験と深い見識から当社の経営に適切な助言をいただくことが期待できるため、社外取締役を選任しております。同氏との間には特別な利害関係はなく、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

なし

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

**監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況**

監査役、会計監査人及び内部監査部門は、以下の連携等により、各監査機能の質的向上を図っております。

**(監査役と内部監査部門との連携)**

日常的に適宜会合を持ち、密接に情報交換・連携を実施して、監査活動にあっております。

**(監査役と会計監査人との連携)**

定期的に会合を持ち、情報交換を実施して、監査の充実に努めております。

**(内部監査人と会計監査人との連携)**

必要に応じ会合を持ち、内部統制の相互確認を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

**会社との関係(1)**

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
坂本 一男	その他													
井出 夏子	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂本 一男			同氏は、司法書士として会社法分野及び登記分野における実績と深い見識を有しており、その豊富な経験と深い見識から当社の経営に適切な助言をいただくことが期待できるため、社外監査役に選任しております。同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。
井出 夏子			同氏は、社会保険労務士として労基法分野及び人事分野における実績と深い見識を有しており、その豊富な経験と深い見識から当社の経営に適切な助言をいただくことが期待できるため、社外監査役に選任しております。同氏の間には特別な利害関係はなく、一般株主との間で利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者をすべて独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、役職員に対し中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、期待役割とその達成度合いを考慮しストックオプション制度を導入しております。また、該当者については、取締役会で検討を行い決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、親会社の執行役

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与対象者は、社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、執行役員、従業員に対し、当社の企業価値の増大及び業績向上へのこれまでの貢献度や今後の貢献意欲を高めることを目的として導入しております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社では、役員報酬及び監査役報酬の総額をそれぞれ開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要事項については取締役会開催前に必要に応じて口頭又は電子メール等を利用した事前説明を行い、意思決定をサポートしています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### (1) 企業統治の体制の内容

#### 取締役会

当社の取締役会につきましては、議長である代表取締役をはじめ取締役3名、社外取締役1名の計4名で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催し、重要事項はすべて付議され、業務執行状況についても随時報告するほか、重要な議案が生じた時に必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、会社の経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議しております。また、監査役も出席し適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

#### 監査役会

当社の監査役会については、常勤監査役1名、社外監査役2名の計3名で構成されております。監査役は取締役会その他重要な社内会議に出席し、取締役の職務執行を監査し、適宜意見を述べております。監査役は監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。また、常勤監査等委員は、会計監査人及び内部監査人との情報交換を積極的に行うことにより、情報の共有化に努めております。

#### 内部監査人

当社の内部監査につきましては、内部監査管掌部門を設置せず、管理部より1名及び営業本部より1名を選出し、管理部選出の内部監査人が営業部を、営業部より選出の内部監査人が管理部を相互に監査し、当社全部門及び子会社をカバーするように監査を実施しております。内部監査は、年間の監査計画に基づいて各部門及び各関係会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役に報告した上で、改善事項が検出された場合には、当該各部門及び各関係会社に対して具体的な改善を求め、改善状況の監視を行っております。

#### 執行役員

当社では、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び迅速な業務執行を行う為、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行っております。当社の執行役員は、D2C事業部長 中原健一の1名です。

#### リスク・コンプライアンス委員会

当社は、全社的にコンプライアンスの正しい理解、徹底を図るため、コンプライアンス管理規程を定め、施行しております。同規程に基づき、コンプライアンスの推進機関としてリスク・コンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長がリスク・コンプライアンス委員長、取締役管理部長が副委員長を務めております。リスク・コンプライアンス委員会は四半期毎に開催し、リスク・コンプライアンス推進に関する方針、コンプライアンス体制に関する事項その他コンプライアンスに関する重要事項を審議しております。

#### マネージャー会議

当社は、予算実績管理を確実に行うために、マネージャー会議を隔週開催しております。シニアマネージャー以上の幹部社員が出席し、開催時点の予算差異の状況や課題及び対策について報告しております。この会議において、出席者が会社の状況を相互に理解した上で課題解決に向けて協議を重ねております。

### (2) 監査役監査及び内部監査の状況

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し会社の経営計画やコンプライアンスなどに関する報告を受け、公正な立場から意見陳述するとともに、取締役の職務執行を厳正に監査しております。また、内部監査人は事業年度内の監査終了後、取り纏め報告書を作成し、代表取締役への報告ならびに取締役、監査役へ送付をし、定期的に内部監査責任者、監査役及び会計監査人による情報共有及び意見交換等を行うことにより、相互の連携を高めております。

### (3) 会計監査人の状況

#### 監査法人の名称

シンシア監査法人

継続監査期間 2022年9期以降

業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 公認会計士 金野 栄太郎

指定社員 業務執行社員 公認会計士 大森 淳子

監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名であります。

### (4) 責任限定契約

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会、監査役会及び会計監査人を設置すると共に、また計画的に内部監査を実施しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保できるものと判断し、この体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知の早期発送に努め、株主総会の招集通知の発送前に、福岡証券取引所及び当社ウェブサイト上に株主総会招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算であり、株主総会集中日の株主総会開催ではないと認識しております。今後もできる限り開かれた総会を目指すべく、9月決算会社の中でも株主総会集中日を回避するように努めて参ります。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン等、インターネットを通じた議決権行使を受け付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討課題と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の検討課題と考えております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIRページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会へ適宜登壇しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的開催は今後の検討課題と考えております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、海外投資家数が増加した場合、検討して参ります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のコーポレートサイト内にIRページを作成の上、決算情報及び適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部にて対応いたします。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主の皆様や顧客をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指すべく、「コンプライアンス管理規程」「内部統制システム基本方針」「関連当事者取引管理規程」等の規程・基本方針を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は「適時開示規程」を制定し、当社の会社情報の法定開示・適時開示に係る開示体制に関して定めることにより、金融商品取引に関連する法令および金融商品取引所の諸規則を遵守し、会社の株主、投資家、およびその他の利害関係者のすべてに対して適時・適切な会社情報を提供し、会社に対する理解を深めること、社会的信頼を向上させること、および適正な評価に資することを基本方針としています。

### 内部統制システム等に関する事項

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本方針及び整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正性を確保するための体制及び財務報告の信頼性を確保するための体制を構築・整備し、運用していくための基本方針である「内部統制システム基本方針」制定し、2023年12月20日開催の取締役会にて再決議いたしました。

なお、基本方針の概要は以下の通りです。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンス管理規程を制定し、法令、定款の内容と共に全社に周知・徹底する。
2. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
3. 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図ると共に、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。
4. 管理部長をコンプライアンス実施統括責任者として選任し、コンプライアンス上の重要な問題について必要な検討を実施する。
5. 組織全体において、反社会的勢力と一切の関わりを持たず、不当な要求を排除する。また、警察、弁護士等と緊密な連携体制を構築することに努める。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1. 取締役の職務執行に係る情報については、法令、文書管理規程等によって保存部署および保存期限を定め、適切に保存および管理を行う。
2. 取締役及び監査役は、これらの情報をいつでも閲覧できるものとする。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理規程を制定し、全社に周知・徹底するとともに、各部門との情報共有を図り、リスクの早期発見と未然防止に努める。なお、当該規程については、危機発生時に適切かつ迅速に対処できるよう、運用状況を踏まえて適宜見直す。
2. 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務および権限、責任の明確化を図る。
2. 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定および業務執行の監督等を行うものとし、毎月1回定期的に開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

(e) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、コーポレート・ガバナンスを一層強化する観点から、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守の体制の確立に努める。

(f) 当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 関係会社担当部署を管理部と定めた上、子会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。
2. 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、各事業部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
3. 内部監査人は、当社および当社子会社の内部監査を実施しその結果を代表取締役人に報告する。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用人監査役がその職務を補助すべき使用人(以下「補助使用人」という)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役が補助使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議のうえこれを任命し、補助業務に当たらせる。
2. 補助使用人は、監査役を補助するための業務に関し、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとし、監査役の指揮・命令にのみ服する。
3. 補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。

(h) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会ほか重要な会議及び希望する任意の会議に出席し、または役員取締役及び使用人から業務執行状況の報告を求めることができ、取締役及び使用人は、これに応じて速やかに報告する。

2. 取締役および使用人は、法令に違反する事案、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、その他会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告する。

3. 取締役及び使用人は、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びそれらの内容を監査役に報告する体制を整備するものとする。

(i) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、解雇を含む懲戒処分その他の不利な取り扱いを行わないよう周知・徹底する。

(j) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと合理的に認めらるる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(k) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役会には、社外監査役を含めるものとし、公正かつ透明性を確保する。

2. 監査役は、代表取締役及び取締役会と定期的に会合を持ち、相互の意思疎通を図る。

3. 監査役は、取締役等及び使用人の職務執行に係る情報を必要に応じて閲覧することができ、内容説明を求めることができる。

4. 監査役は、監査法人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

5. 監査役は、監査業務に必要なと判断した場合には、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

1. 当社の社内規程に明文の根拠を設け、代表取締役以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

2. 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

3. 「反社会的勢力に対する基本方針」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、社内外に宣言するとともに、社内では適宜研修等を行い周知徹底する。

4. 反社会的勢力の排除を促進するために管理部を統括管理部署とし、また、不当要求防止責任者を選任する。

5. 「反社会的勢力排除規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組む。

6. 取引等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

7. 反社会的勢力の該当有無のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

8. 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

## その他

### 1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### (1) 模式図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次の通りです。

